

苓北町森林整備計画 変更計画書

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自} \quad \text{令和} \quad 3 \text{ 年} \quad 4 \text{ 月} \quad 1 \text{ 日} \\ \text{至} \quad \text{令和} 13 \text{ 年} \quad 3 \text{ 月} \quad 31 \text{ 日} \end{array} \right)$

〈令和5年（2023年）3月変更〉

熊 本 県
苓 北 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現場と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
第2	造林に関する事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持造林を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第8	その他必要な事項	
III	森林の保護に関する事項	3
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	3
V	その他森林の整備のために必要な事項	3

【変更の理由等】

- 1 計画の変更を要する理由
森林法第10条の5の規定に基づき樹立した苓北町森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。
- 2 効力の発生
令和5年（2023年）4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現場と課題

本町は、熊本県西部、天草下島の西北端に位置し、東は天草市(旧五和町・旧本渡市)、南は天草市(旧天草町)に隣接し、北は千々石灘、西は天草灘に臨み、南東部には、都呂々・福連木境の天竺(538m)を最高にその北方の柱岳(517m)、矢筈岳(480m)、水の元(488m)などに連ねる稜線が天草灘と島原海湾斜面に分けている。この山系を分水嶺として、都呂々川(9.3km)志岐川(7.3km)、松原川(7.5km)の諸河川が天草灘・千々石灘に流入しており、北緯32度32分から25分、東経130度1分から7分の間にあり、東西9.8km、南北12.3km、総面積6,758haである。

本町の森林は町の総面積の約61%を占め、民有林面積は4,136haで、森林資源の構成は人工林面積1,986ha(48.0%)、天然林面積2,057ha(49.7%)、竹林等その他の面積94ha(2.3%)であり、総蓄積数は1,049,511m³で人工林747,351m³、天然林302,160m³となっている。

森林資源の状況は戦後の拡大造林の推進により、人工林率50%近くに達したが、その森林の多くは間伐の時期を迎えている。しかし、近年、林業を取り巻く状況は依然厳しく、木材価格の低迷、林業労働者の減少と高齢化さらに森林に対する住民の意識・価値観が多様化し間伐・保育等が適正に実施されない森林が多く見られ、このような状況下でも森林の有する水資源のかん養、防災的役割など公益的な機能を発揮していくことが重要であり、間伐を主とした民有林整備を積極的に進め、生産性を向上させるとともに、多様な木材需要に対応するための、伐期に達した人工林の積極的な主伐及び伐採跡地への植栽による的確な更新による林齢構成の平準化を行い、森林の維持向上を図らねばならない。

2 森林整備の基本方針〔変更なし〕

3 森林施業の合理化に関する基本方針〔変更なし〕

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)[変更なし]

第2 造林に関する事項 [変更なし]

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 [変更なし]

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法〔変更なし〕
- 2 木材の生産機能の維持造林を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。

また、森林経営管理制度の運用に際し、町にとって林業経営に適した森林と扱われる森林については、積極的にこの区域内の森林に設定するものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、【別表1】のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

別表1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(略)		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙町森林整備計画機能区分図のとおり	2520.84
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	別紙町森林整備計画機能区分図のとおり (16, 20, 21, 22, 24, 26, 27, 36, 37, 38 林班)	882.59

- 3 その他必要な事項 〔変更なし〕

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項〔変更なし〕

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 〔変更なし〕

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 〔変更なし〕

第8 その他必要な事項 〔変更なし〕

Ⅲ 森林の保護に関する事項 〔変更なし〕

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 〔変更なし〕

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項 〔変更なし〕